

第 51 回（令和 3 年度第 3 回）松江市原子力発電所環境安全対策協議会

日時：令和 3 年 12 月 15 日（水） 13：30～

場所：くにびきメッセ 国際会議場

○事務局 玉木係長

失礼いたします。開会に先立ちまして、事務局のほうからいくつか事務連絡をさせていただきます。

まず、本市では、新型コロナウイルス感染症への対策として、会議を開催する際には体調の確認やマスクの着用と手指消毒の徹底、会場の常時換気と座席間の間隔の確保などの対策を定めております。

マスクにつきましては会議中も着用いただき、ご発言の際も着用されたままでお願いをいたします。

次に、くにびきメッセの駐車場をご利用された方にお知らせいたします。駐車場は 3 時間まで無料ですので、時間内にお帰りをいただきますよう、お願いをいたします。

それでは、続きまして、机の上にご用意をさせていただきました配布資料の確認をさせていただきます。配布資料一覧と併せてご覧いただければと思いますが、配布資料一覧に基づきまして、その下に会議次第、その下に委員名簿、その下に大部の資料になりますけれども、資料 1 として、「住民説明会の開催結果等について」という資料をお付けしております。

それから、配布資料一覧のほうには記載がございませんけれども、1 枚、資料 2 として、タイトルが「資料 1 の資料の正誤表」というものを付けさせていただいております。資料 1 の資料を確定後に修正がございましたので、見づらくなって恐縮ですが、資料 2 についても併せてご確認いただければと思います。

その下に座席表を付けてございます。また、委員の皆様には、その下に質問用紙とアンケート用紙を配布させていただいております。お手数ですが、お帰りになるまでにご記載いただければと思います。

資料の不足等はございませんでしょうか。なお、説明資料につきましては、事前にお目通しをいただくため、可能な限り事前にお送りをさせていただいているところですが、本日は資料の確定が直前になりましたため、当日の配布となりましたことをお

詫び申し上げます。

以上でございます。

○事務局 成瀬課長

本日はお忙しい中、皆様お出掛けいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第3回松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催いたします。私は本日の進行を務めます原子力安全対策課長の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は公開により行います。また、本日の議事録は、後日ホームページ等で公開いたしますので、ご了承願います。なお、傍聴の皆様には、あらかじめ配布しております留意事項について、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議時間につきましては、閉会を15時ごろとさせていただきますので、円滑な進行にご協力をお願いいたします。なお、質問につきましては、簡潔かつ手短にお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本協議会会長であります上定市長がご挨拶申し上げます。

○上定会長

みなさん、こんにちは。会長を務めさせていただいております上定でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところ、本日、本協議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

前回、10月15日に開催した協議会におきましては、島根原発2号機の安全性や再稼働の必要性、原子力防災対策等について原子力規制庁、資源エネルギー庁、内閣府、また、中国電力から説明をいただき、委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。

その後、10月23日から11月7日までの間、島根県との共催によりまして、市内で計4回の住民説明会を開催しまして、合計191名の方にご参加をいただきました。説明会の開催にあたりましては、当日、会場にお越しいただくのが難しい方にも説明をお聞きいただくためにオンラインでの同時開催、また、パブリックビューイング、本市のYouTubeチャンネルでの配信、マールテレビでのリピート放送など、多様な

手段を用いて開催させていただくとともに、その周知にも努めさせていただいたところでございます。こうした取り組みを通じまして、市民の皆様から幅広くご意見をいただいたものと考えております。

本日は、この協議会や住民説明会の会場以外で頂戴しましたご意見も含めまして、これまでにいただいたご意見や質疑の概要をご報告させていただく予定としております。委員の皆様方には、忌憚のないご意見をいただければと思っております。何卒よろしくお願いいたします。

○事務局 成瀬課長

続きまして、本日の議事の進め方について事務局より説明いたします。

○事務局 玉木係長

本日の議事は、会議次第にありますように、議題（１）住民説明会の開催結果等について、議題（２）その他でございます。はじめに議題（１）について事務局より 45 分程度ご説明をさせていただき、休憩を挟み、30 分程度を質疑の時間といたします。

会議終了時間を 15 時とさせていただいておりますので、ご質問ができなかった方がおられましたら、お手元の質問書でご質問をいただければ、後日、ご回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 成瀬課長

それでは、早速議事に入らせていただきます。協議会要綱の規定に基づき、議長は会長である市長にお願いいたします。

○上定会長

それでは、議題（１）住民説明会の開催結果等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 成瀬課長

それでは、説明をいたします。それでは、資料 1 及び資料 2 の島根原子力発電所に関する住民説明会での意見・質疑の概要を使ってご説明をいたします。

この資料は、10月5日の市議会全員協議会、10月15日に開催しましたこの安全対策協議会、住民説明会のうち松江会場の4回場で直接発言いただいたご意見・ご質問及びそれに対する当日の説明者からの回答の概要と、加えまして住民説明会及びこの協議会終了後にご提出いただきましたもの、あるいは市のホームページに寄せられたご意見・ご質問のうち新たな質問、また、改めて回答いただくものについて、原子力規制庁、資源エネルギー庁、内閣府、中国電力から新規に回答をいただくとともに、質問によっては島根県・松江市として回答としたものを併せて取りまとめたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。構成といたしましては、原子力規制庁の審査概要について。続いて、資源エネルギー庁の国のエネルギー政策について。次に内閣府の原子力防災について。その次、中国電力に対して、また、その他ということで、関連項目ごとに掲載をしております。

本日は時間に限りがございますので、この安全対策協議会の会場の質問につきましては、委員の皆様には会議録を送らせていただいておりますので、説明を省略させていただきます。あと、同様な質問内容ですとか、個別の場所・施設に関すること、また、ご意見として取り扱わせていただいたものについては、一部説明を省略させていただきます。

資料1の3ページと、恐れ入りますが、目次の右下の凡例をご覧ください。3ページの左側のところに意見概要と書いております。そこに出た意見を書いて、最後にこの場合は【意】で閉じておりますが、これは目次の凡例で、この【意】という分は住民説明会の意見用紙とかホームページに寄せられた意見でございます。同様に凡例をご覧ください、そのような括りにさせていただきます。

また、3ページ右側の回答概要の回答の一番最後に【新規回答・原子力規制庁】と書いてありますものは、住民説明会終了後に改めて各関係機関に回答を求めたものでございますので、そういう形でご覧いただきたいと思います。

それでは、早速中身を説明させていただきます。申し訳ありませんが、早速3ページのところが資料2のほうと変わっておりますので、資料2の1/2のほうをご覧ください。

まず、原子力規制庁の(1)許認可手続きに関することでございます。1つ目のところで、「設置変更許可は適合性審査、設工認審査、保安規定審査が終了しなければ出す

べきではないのではないか」というご質問に関しまして、原子力規制庁から改めて回答をいただいております。

「原子炉等規制法の枠組みでは、発電用原子炉施設の設計から運転に至る過程を区分し、それぞれの段階に応じた規制手続きを要求する段階的規制を採用しており、設置変更許可、設計及び工事計画認可、保安規定認可のそれぞれにおいて必要な事項を確認することになる。今回、許可処分を行った設置変更については、想定する自然現象の程度や重大事故等対策の基本方針などの発電用原子炉施設の基本設計や基本的設計方針の妥当性について確認したものであり、後段規制である設計及び工事計画や保安規定の審査の前提となる事項である。今後の設計及び工事計画認可や保安規定変更認可の審査においては、設置変更許可で示した基本設計や基本的設計方針通りであることを確認していくこととなる。こうした一連のプロセスの中で新規制基準の適合性を確認していく」という回答でございまして、2 番目のところで、「終了までにどのぐらいの期間を要するのか」というご質問もございまして、これにつきましては、概要の下の方、「これらについては、申請書類が出揃っていないことから、現時点で具体的な終了時期をお示しすることは困難である」という回答をいただいております。

次に、4 ページをご覧ください。3 目目でございます。「体制・手順といった項目の審査は書類審査か。それとも現場を見て把握したものか」というご質問に対し、規制庁から、「基本的には書面だが、訓練実績等を踏まえて、不確かさも考慮した時間設定としていることを審査で確認している。原子炉起動前には、審査した通りにできているか、現場で検査官が確認する」ということでございます。

次に、2 つ下の 5 番目、「事業者のモラルや技術力、資質は審査対象か」というご質問に対しまして、「組織の役割分担だとか、指揮命令系統が明確になっているかとかを今回の審査では確認している。運用ルールの詳細については、保安規定の審査の中で確認をしていく」ということでございます。

少し飛びまして、6 ページの (2) 新規制基準に関することとでございます。

7 ページの 2 番をご覧ください。規制委員会からは、「新規制基準に合格したからといって、安全を保証するものではないということをよく聞く。その説明は間違いないか」というご質問でございしますが、規制庁では、「基準への合格は事故が起きないという意味ではなく、そういう意味で安全を保証するものではないと思っている。原発が存在する以上リスクは必ず残るし、一度安全であると説明してしまうと、その後の継

続的改善が止まってしまうため、残ったリスクをさらに減らす努力を続けなければならない」という回答でございます。

その下、5 番でございます。「水源、電源、燃料は 7 日間供給可能であることを求めているが、7 日間以後始末できるのか。短いのではないか」というご質問に対して、「福島事故時に外部支援が届くまで数日間かかったことを踏まえ、7 日間は外部支援なしで対応できるようにし、この間に外部からの支援の準備を進める」という回答でございました。

次に、8 ページをご覧ください。8 番目の後段でございます。「審査に合格したあとも世界的な安全基準は変化していくと思うので、それをどういうふうに取り入れていられるのか」というご質問に対し、右の回答概要の真ん中から下でございます。「昔の保安院時代はなかったバックフィット制度という枠組みができて、一旦許可した原発でも許可後に新しい知見が出てきた場合は、それを取り入れた基準に適合しないと運転できなくなる仕組みをつくっている。実際に基準を引き上げた事例は多数あり、基準をどんどん進化させて、新しい知見を取り入れるようにしている」という回答でございました。

その下、(3) 自然現象に関することでございます。8 ページから 9 ページにかけての 1、2、3 の宍道断層の連動につきましては、多数ご意見ありましたが、この協議会のほうでもご説明がありましたので、2 番の回答のところを後ほどご覧いただければと思います。

そして、下の 4 番目でございます。「西日本の乗っているユーラシアプレートは、ジグソーパズルのように細かく分割されていて、山陰地方は割れ目が縦断している地域にあたると放映された。この地盤の割れ目の問題を検討されたのか」というご質問に対し、「特に発電所 30km 圏内については調査をして、断層かどうか、13 万年以降動いているのかどうかの評価結果として、敷地周辺は宍道断層があり、敷地内のシームは 12、3 万年以降動いていないと物証を確認している。ずれ動くものは発電所の敷地内の今回審査対象になった 2 号炉施設の下にはないと確認できている」ということでございます。

続きまして、10 ページの 6 番目でございます。下から 2 つ目の「揺れの想定 820Gal は小さい。鳥取中部西部では 1,500Gal 揺れた」というご質問に対しまして、右の回答概要の下 2 行でございますが、「820Gal は小さいというが、地域地域で地盤の状況

は異なるので、他の場所の Gal 数を持ってくるのは適切でない」という回答でございました。

続きまして、11 ページの 10 番でございます。「海底火山噴火で出た軽石が海水設備に影響するのではないか」というご質問に対し、「原発は海底から取水しており、浮いている軽石は取水することがない。また、取水路には除塵機があり、大きいものは入ってこないし、ポンプにもストレーナというメッシュがあり、大きいものは吸い込まないようにしているので、影響ない」という回答でございました。

その下の (4) 安全対策に関することで、この 1 番でございます。「使用済み燃料プールは、原子炉格納容器に比べたら強度は低いはずだが、安全対策の説明では大体飛ばされてしまう。見解を教えてほしい」というご質問に対し、右側の 3 行目からでございますが、「プールに置かれている燃料は、運転終了から時間経過して崩壊熱が大分減っており、プールの水位が下がるスピードは 1 日・2 日オーダーで、1 日ぐらい放っておいても、そのあとに注水すれば燃料の損傷を防止できる。使用済み燃料プールもしっかり重大事故対策を求めている、審査では確認している」ということでございます。

その下、3 番目でございます。「重大事故対策は何人でやるのか、外部からの応援が必要か」という質問に対しまして、「発電所には休日夜間含め 45 名が常駐しており、その 45 名で対処できる。その上で 8 時間ぐらいで倍ぐらいの参集見込みがある」ということでございます。

次、13 ページでございます。(5) テロ対策に関することの 1 番目。「北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイルを発射しているが、万が一にも島根原発が標的にされ、落下する懸念はないのか」というご質問に対しましては、「武力攻撃事態については、武力攻撃対処法及び国民保護法に基づき、必要な対策は講じられる」という回答でございました。

次、その下の 3 番目でございますが、この分は恐れ入りますが、あとで配らせていただいた資料 2 の 2/2 のほうをご覧いただきたいと思います。「テロ対策は公の場で答えられないとのことだが、原子力規制庁が責任を持ち、安全を確保するという理解で良いか」という質問に対しまして、「原子力施設の安全性確保については、事業者に一義的な責任があり、原子力規制委員会は規制基準への適合性を確認し、事業者が行う措置等が適切に実施されていることを監督する役割を果たしている。故意による大

型航空機の衝突、その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模の損壊については、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失及び大規模な火災等の発生を考慮し、可搬型設備による対応を中心として、柔軟で多様性のある対応が出来るように手順書や体制、設備等を整備する方針であることを確認している」という回答でございました。

以上が規制庁へ対する質問でございます。

少し飛びまして、18 ページからは資源エネルギー庁への質問でございます。(1) エネルギー政策全般や原子力発電の必要性に関することでございます。

1 つ目の「原子力発電の必要性について、国は外部組織でも検討してもらったほうが良いのではないか」という質問に対しまして、資源エネルギー庁のほうから新たに、「原子力発電の必要性については、総合資源エネルギー調査会をはじめとする審議会等において、多様なバックグラウンドを持つ第一線で活躍されている有識者の方々に、科学的知見に基づいてご議論いただいていることに加え、研究機関、経済団体、消費者団体などからのヒアリングを行ってきました」ということでございます。

その下の3 番目でございます。「原子力発電は危険すぎるので、ベースロード電源とすべきでない」というご意見に対しまして、「ベースロード電源とは、発電の際の運転コストが低廉で、安定的に発電することができ、昼夜問わず継続的に稼働できるという特性を持つ電源の総称です。第6 次エネルギー基本計画においては、こうした特性を持つ電源として、原子力、地熱、流れ込み式の一般水力をベースロード電源と位置付けています。こうした中で、原子力については、いかなる事情よりも安全性を最優先させなければならないとの考えの下、原子力規制委員会が新規規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めていくことが政府の方針です」という回答でございました。

19 ページの5 番目でございます。下のほう、「蓄電についての検討状況等、お考えがあればお聞かせ願いたい」という質問に対して、「現在の技術やその先の技術開発もできる限り織り込みながらエネルギー基本計画はつくられている。そういった中で、蓄電に対しても技術開発や研究開発的なところに国の予算も含めてしっかりと取り組んでいる」という回答でございます。

その下の6 番、「エネルギー自給率の解釈、特に原子力についてどういうふうに解釈すれば良いのか」という質問に対しまして、「ウランは基本的に海外で採掘されて精

鍊されて国内に燃料として持ってくるが、1度エネルギーとして使い始めると、非常に長い期間使え、一定のエネルギーが国内にあるということになり、純国産エネルギーとして位置付けている」ということでございます。

その下、8番でございますが、「原子力が占めるエネルギーの割合について、これまで10年かけて0%から6%になったが、今後、原子力だけなぜ20%に突然上がるのか不明」という質問に対して、「原子力の割合は、震災前は3割前後の値。震災以降、原子力発電は全体的には稼働が急低下し、現在6%まで戻っている。S+3Eという考え方が大事で、エネルギー需給における安定的な供給、電気料金の上昇対策、また、カーボンニュートラルへの対応という、これら3つの課題を解決していくには、安定かつ安価で、気候変動問題への対応にも優れた原子力発電、これが非常に重要と考えている」ということでございます。

少し飛びまして、23ページ、(2)核燃料サイクル・最終処分に関するところでございます。

1番目。「使用済み燃料から取り出したプルトニウムの保有量が45tもあるそうだが、再処理方法の見直しが必要ではないか」という質問に対し、「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルを推進することを政府の基本方針としています。その上で、原子力事業者は地元理解を前提に、稼働するすべての原子力発電所を対象にプルサーマルが導入できるよう検討を進め、2030年度までに、少なくとも12基の原子力発電所でプルサーマルの実施を目指す計画を示しています」ということでございます。

その下の2番目でございます。「使用済みのMOX燃料の再処理はまだ研究開発されておらず、再処理できるのか。島根原子力発電所に置き続けられるのではないか」という質問に対し、「使用済み燃料については、使用済みMOX燃料も含めて再処理することが我が国の基本的な方針です。使用済みMOX燃料の処理・処分の方策については、使用済みMOX燃料の発生状況とその保管状況、再処理技術の動向、関係自治体の意向など踏まえながら、引き続き2030年代後半の技術確立を目途に研究開発に取り組みつつ、検討を進めてまいります」ということでございます。

次に、24ページでございます。3番目の「高レベル放射性廃棄物の最終処分が全国すべて断られた場合はどうするのか。再稼働はやめるべき」というご質問に対し、「高

レベル放射性廃棄物の最終処分は、使用済み燃料が既に存在している以上、原子力発電の賛否に関わらず、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。この課題解決に向けて、これまで国が前面に立って全国での対話活動に取り組んできた結果、昨年 11 月から北海道寿都町と神恵内村において、文献調査を実施中です。北海道以外の地域も含め、全国のできるだけ多くの地域で文献調査を実施していただけるよう、引き続き国が前面に立って対話活動に取り組んでまいります」という回答でございます。

25 ページをご覧ください。(3) 原子力発電のコストに関することでございます。

1 つ目の「東日本大震災後の電気料金の上昇には、電力全面自由化の影響もかなりあるのではないか」という質問に対し、「家庭用・産業用全体の電気料金平均単価は、第 1 次制度改革（1994 年度）に比べ、再エネ賦課金と燃料費を除いた要素を比較すると、電力全面自由化後（2020 年度）は約 37%低下しました。ただし、東日本大震災以降、燃料費の増大と再エネ賦課金導入等によって、家庭用・産業用全体の電気料金平均単価は、2010 年度に比べて約+15%上昇しています」という回答でございます。

26 ページでございます。2 番目の「廃炉作業費用、最終処分費用、耐震補強などの安全対策に関する費用はどの程度か」という質問がございまして、「発電コスト 11.7 円の内訳は、廃止措置費用、建設費等も含め 3 円強ほど。最終処分含め、核燃料サイクル費用は 2 円弱」ということでございます。

以上で、資源エネルギー庁の質問は終わらせていただきます。

少し飛びまして、30 ページをご覧ください。ここからは内閣府に対する質問でございます。

(1) 国の指針に定める基本的な考え方に関すること。1 番目。「40 歳以上は安定ヨウ素剤の服用対象外となっているが、受領できないのか」という質問でございます。これは県のほうから新たに回答がございました。「安定ヨウ素剤の事前配布の対象者は、国の指針において、原則として 40 歳未満の方及び 40 歳以上の妊婦・授乳婦及び妊娠を希望する女性とされています。WHO のガイドラインにおいて、40 歳以上の方への服用効果はほとんど期待できないとされていることを踏まえ、令和元年 7 月に指針が改正されました。なお、指針では、事前配布では 40 歳以上の希望者へ、また、緊急配布では、年齢にかかわらず配布できるとされており、県では 40 歳以上の方でも、特に希望される場合には事前配布を行っています」ということでございます。

その下、3 番の「5km と 30km の 2 つのエリアは大雑把に感じるので、5km、10km、20km、30km で具体的に避難計画をつくってほしい」ということでございますが、これは市のほうで回答いたします。PAZ（5km 圏）は放射性物質の放出前に予防的に避難を行い、UPZ（5～30km 圏）は放射性物質の放出後の緊急時モニタリング結果により、地区単位で避難などが判断されます。このため、本市の避難計画では、距離による同心円状の避難計画でなく、地区単位に避難計画を定めています。

31 ページの 4 番目でございます。「地域の年間の風向・風速も考慮すれば、避難経路も変わると思う」というご質問でございます。これも市から回答させていただきます。PAZ は放射性物質の放出前に予防的に避難を行い、UPZ は放射性物質放出後の緊急時モニタリング結果により、地区単位で避難などが判断されます。いずれも放射性物質が放出している中で避難を開始することとはしておりませんので、風向きなどに応じた避難経路の設定は行っておりません。

次、33 ページをご覧ください。13 番の一番下。「これは避難計画ではなく、被ばく計画であることを認めるか」というご質問でございますが、「福島原発事故では、避難過程で亡くなる方が多かったということが教訓で、避難行動を行うことで亡くなる住民をなくすことがこの計画の大前提。そういった観点から、PAZ は放射性物質放出前に避難、UPZ は放射性物質が過ぎ去ったあと、毎時 20 μ Sv を超えてしまった場合に一時移転を行う運用に変更している」ということでございます。

次、35 ページの一番下の（2）要支援者対策に関することでございます。

質問は、少し飛んで 37 ページをご覧ください。9 番。「医療機関が短期間で患者情報をまとめて県へ提出するのは困難ではないか」という質問がございまして、島根県のほうから回答をいただいております。「UPZ の医療機関では、全面緊急事態までに入院患者に係る情報を県に提供することとしていますが、電子カルテ等から患者情報を抽出する仕組みもあり、取りまとめる時間的余裕があるもの考えています」ということでございます。

次に、38 ページをご覧ください。12 番の「避難元と避難先の医療機関同士が連絡を取り合い一時移転を実施するとあるが、医療機関任せではないか。呼吸器や点滴・胃管等が必要な重傷者の移送は、実動組織の支援が必要と思われるが、どこが責任を持って対応するか明記すべきではないか。国の原子力災害対策本部との調整は、県がするのか国がするのか」というご質問に、県のほうで回答をいただいております。「県

は、まずは UPZ の医療機関から入院患者に係る情報の提供を受け、UPZ 外の病院等と調整の上、受入先を確保することとしています。その後、転院にあたり避難元と避難先の医療機関が入院患者の個別の病態や搬送に必要な措置等の情報を共有し、それぞれの患者に相応しい対応を行うために、直接連絡を取っていただくこととしています。併せて、県において入院患者の病態に応じた搬送手段等を確保することとしていますが、万一確保が困難な状態となった場合には、国に支援を要請し、国の原子力災害対策本部において確保に向けた調整が行われます。また、不足の事態により、確保した輸送能力等で対応できない場合は、県は実動組織に支援を要請することとしています」ということでございます。

次、41 ページをご覧ください。18 番。「避難で健康リスクの高まる者が、放射線防護施設内で退避とあるが、その方だけでなく、医師、看護師、介護士、ご家族等、たくさんの方が付き添い介護しなければならない。そういったことも想定しての人数、備蓄か」というご質問に対して、内閣府から、「医師やケアする方もすぐに移動ができないため、放射線防護対策施設などで屋内退避をしていただく」という回答でございました。

次に、42 ページの最後の (3) 避難手段の確保に関することとございます。質問は 43 ページの 1 番の「30km 圏内の約 5 万人の要支援者の避難が短時間で可能なのか。避難用車両の運転手の確保について、自身や家族の避難を最優先に考えると思うので、短時間に必要台数の確保が可能なのか」という質問に対し、回答の後段でございます。

「必要な避難手段については、中国 5 県のバス協会・タクシー協会と協定を締結し、必要数を確保しているほか、中国電力に要請し、ストレッチャー車両の追加確保を行っています」という島根県の回答でございます。

続きまして、44 ページの一番下、(4) 避難先の確保に関することで、45 ページの 1 番でございます。「避難受け入れ先自治体の住民の了解を得ているか」という質問でございます。これは島根県のほうに回答いただいております。「原子力災害時の広域避難については、岡山県・広島県とそれぞれ協定を締結しており、両県内への避難が必要であると認めたときには、両県内の市町村に対し受け入れを要請し、避難者の受け入れをいただくこととしています。また、各市町村には避難所等の選定にもご協力いただいております、受け入れについてご理解をいただいているものと考えています」ということでございます。

その下、3 番目でございます。「避難先が被災し、使用できなくなった場合、次の避難先が確保してあるのか」という質問に対し、島根県からの回答でございます。「原子力災害時には、事故の早い段階から避難先に受け入れ可否の状況について確認を行うこととしています。避難先の被災等により収容人数が不足する場合は、原子力発電所の状況を確認した上で、避難指示が出ていない地区の避難先市町村や鳥取県の予備的避難地域と避難受け入れについて調整することとしています」ということでございます。

次、46 ページをご覧ください。6 番目の「避難の受け入れ先自治体において、受け入れの計画ができていないところがあるが、何が課題で、どのようにしていくのか伺いたい」という質問に対し、内閣府からですが、「受け入れ先においてマニュアルが作成されていないことは内閣府としても承知しているが、受け入れ元と受け入れ先の自治体でしっかりと打ち合わせをしており、合意は取れている。マニュアルについてはひな形を示しており、より円滑に対応ができるよう支援をしていきたいと考えている」ということでございます。

次、47 ページでございます。(6) 実動機関の支援・協力に関することでございます。

2 番目の「避難にあたり大渋滞が考えられ、計画通りにはいかないと思う。空輸も考えるべき」という質問に対し、内閣府から新たに、「地域ごとにあらかじめ避難経路を設定しているが、その避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施することとなる。なお、不測の事態の場合、実動組織による支援により、空路を含めて様々な手段により避難を行う」という回答をいただきました。

次、48 ページの一番下、(7) 住民の避難計画に関する理解に関すること。

49 ページの 1 番目でございます。「緊急時対応について、どのように地域住民に徹底させるのか。今後、どのようにして徹底されるのか」という質問でございまして、市のほうからお答えいたします。「松江市のこれまでの周知の取り組みとしては、計画策定時に市内の各公民館・支所単位で説明会を開催させていただき、その後は原子力防災訓練、出前講座、原子力関連施設見学会、避難先自治体の視察研修会、学校の出前授業など、市民のみなさんが参加しやすい多様な機会を通じ、避難先自治体や避難経路、避難のタイミングといった、お住いの地区ごとの避難計画の内容について説明し、意見を伺っています。今後とも、市民のみなさんへの十分な周知の機会を充実させてまいりますとともに、防災訓練の実施による検証等を通じて、避難計画の実行性

を高めていきたいと考えています。」

少し飛びまして、52 ページご覧ください。ここは中長期の対応に関する事で、3 番目の「中長期に関する課題はたくさんある。福島教訓として、その部分で苦しんでいる方がたくさんいる。この部分の対応は、今後、別の部署でつくるのか」という質問でございます。内閣府からは、「例えば仮設住宅をつくるほうが良いのか、原子力災害が収まった段階で避難元の近くへ戻ってくるのが良いかなど、事前に定めることが適切でない部分もあると思う。実際の発災後に住民としっかり相談しながら決めていくほうが良いのかなど、今後も国と関係自治体が一緒に検討していく」ということでございます。

そのあと、(9) のその他といたしまして、55 ページをご覧ください。

11 番目、「避難の際、自家用車で大田市へ行けば良いと思っている人も多い。まず集合して行き先を聞いてから避難するといったことを周知徹底してほしい」というご意見でございます。市のほうから回答いたします。「バス避難の場合は地区内の開設する一時集結所に集合いただきますが、自家用車避難の場合は集合する必要はなく、避難先の避難経路所を目指して避難をいただきます。避難経路所到着後は、避難先自治体の職員から付近の開設済みの避難所へ誘導いただくこととしています。」

その下、12 番。「避難経路は片側 1 車線が多く、大橋川等をまたぐ道路等もあり、スムーズな避難ができないと思う」というご意見に対しまして、これも市のほうからお答えします。「避難経路の設定については、可能な限り発電所から遠ざかる方向に避難すること、信号機の多いエリアはできるだけ通らないこと、松江市中心部の橋を極力通さないこと、道路規格が高く被害を受けにくい幹線道路であることなどを考慮して設定をしています。」

その下、13 番目。「避難計画は、一度作成したらそのままなのか。定期的な見直しは必要ではないか」という質問でございます。これも市のほうからでございますが、「市では平成 26 年 3 月に避難計画を新規作成して以降、避難経路の追加や上位計画の修正などを踏まえて必要に応じて計画を見直しており、至近では本年 10 月に改訂を行っています。」

その下、14 番。「避難にあたり経路が設定されているが、住民全員が自家用車で動けば大渋滞となるので、設定は無意味ではないか」という質問でございます。これも市のほうから。「市では自家用車で避難が可能な方は自家用車にて避難していただくこ

とし、地区ごとの避難経路を設定しています。また、島根県においては、避難経路上の主要交差点で警察官による交通整理を行うことや、避難経路上の信号機を意図的に長時間青色灯火にするための避難・誘導システムを導入し、避難の円滑化に努めています。」

その下、15 番。「住民への情報伝達体制について、特に高齢者に伝わるのか。屋外スピーカーは聞き取れない」という質問でございます。これも市からでございますが、「原子力災害時には、国、県、市が連携して情報伝達を行うこととなります。テレビ・ラジオや防災メール、ホームページ、SNS、緊急速報メール、屋内告知端末、防災無線、広報車など、複数の情報伝達手段の長所・短所を補完し合うことができるよう、適切に組み合わせて広報を行います。」

続きまして、58 ページをご覧ください。25 番。「事故は中電の責任かと思うが、避難計画がうまく機能しなかった場合の責任は、計画を了承した国か、あるいは策定を中心にした道府県になるのか。具体的な賠償が出てきたときには、どういう考え方で整理されているのか」という質問でございます。これは内閣府のほうから、「一義的には中電が責任を負うことになっている。もちろん国や自治体も災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法に書かれている責務を負う」ということでございます。

次に、59 ページの 29 番。これは内閣府の資料でございますが、「資料の最後に、完璧や終わりはないとあるが、逆に考えると、避難計画に改善余地がある中で再稼働となってしまうのか」という質問でございます。これは内閣府のほうから、「防災の立場でいうと、原発がある限り、稼働していようがしていまいが、こういう対応が必要と考えている。避難計画については、今日説明した内容を現時点では最善と考えているが、完璧だと言った場合に、改善できる余地がないかを一切考えない状態に陥ってしまうと向上が一切見込まれなくなるので、訓練や研修、最新の知見等を取り入れながら良いものにしていくというのが防災の基本的考えである」ということでございます。

30 番目。「規制委員会は避難計画を審査の対象にしておらず、大変問題」という件でございますが、内閣府のほうから、「日本においては、法令上、地元の自治体が避難計画、防災計画をつくることになっている」という回答でございました。

以上で内閣府のほうは終わりました、次、中国電力への質問でございます。

(2) の安全対策に関すること、66 ページをご覧ください。5 番の後段です。「原子力規制庁が新規制基準をつくってそれに合格しても、島根原発は安心安全じゃない

との考えがあるが、中国電力の見解、説明を聞きたい」という質問に対し、中国電力は、「ご指摘の点は規制委員会が示した考えで、中国電力としても同じ認識。機械を扱う限りにおいて、100%安全というのはなく、それは安全神話と考える。したがって、まず新規制基準に加え、自主的な対応も含め、事故の確率発生を極力下げた、また、仮に事故が起こっても、何重もの対応により市民の安全を防御できる、影響を与えないような対応を行う」という回答でございました。

次、67 ページの (3) 防災対策に関することで、1 番。「もし地域住民が避難するような事故が発生した場合、避難行動に中国電力として関与されるのか」という質問に対し、中国電力は、「当社が策定している事業者防災業務計画に基づく防災要員の派遣、放射線モニタリングや島根地域の緊急時対応に基づく避難退域時検査への 1,300 人の動員、ストレッチャー車両 52 台の確保、備蓄物資の供給などについて事業者として最大限対応してまいります」という答えでございました。

次に、68 ページでございます。3 番目の後段。「東電は 10 年間に 10 兆円超の補償をしており、有事の場合、中電にはその能力があるのか」というご質問に対し、中国電力は新たに、「万が一事故が起き、原子力損害が発生した場合、事業者は損害の全額を賠償することが原子力損害の賠償に関する法律により定められており、賠償措置額を超える損害についても、各原子力事業者の相互扶助によって支払いなどに対応できる仕組みとなっています。なお、賠償措置額を超える損害が発生し、政府が必要と認めるときには、政府は原子力事業者に対して損害を賠償するための援助を行うことも可能とされています」という回答でございました。

次、70 ページをご覧ください。中国電力のエネルギー政策に関するところでございます。

1 番目と 2 番目を合わせて、「企業として再生可能エネルギーや新エネルギーの研究開発を進めるべきではないか」という質問に対し、「再エネは重要な低炭素の国産エネルギー源であり、地球環境負荷低減の観点から貴重なエネルギーであると認識しています」。2 つ目の下のほうへ移って、「まずは、再生可能エネルギーの導入量を最大限拡大するとともに、地球温暖化対策に加え、エネルギー安定供給、経済性等を勘案しつつ、安全確保を大前提とした原子力の早期稼働、カーボンニュートラルな火力の活用等により、バランスのとれた電源構成を目指す必要があると考えています」ということでございました。

説明については以上でございます。

○上定会長

それでは、説明が終わりましたので、ここで5分間の休憩とさせていただきます。
今、14時20分ですので、14時25分からの再開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

.....休憩.....

○上定会長

それでは、再開させていただきます。
先ほど説明がありました事項につきまして、ご質問・ご意見をお願いいたします。
挙手にてお願いいたします。
芦原委員。

○芦原委員

今日、概要を説明いただいたわけですが、私もここで説明を聞いて、住民説明会にも1回参加させていただきました。その場で参加された住民のみなさんのご意見・質問等、それから回答をお聞きしていて、感想は、かなり一方通行な説明に終わったのではないかなというように思っております。

まず、この住民説明会での一番重要な問題点を挙げさせていただきたいと思うのですが、原子力発電に関して、ここで説明されたのは、「再稼働しても大丈夫ですよ」というような側からの説明であったと思うのです。ただ、一方では、「原子力発電に関しては、様々な問題を抱えている」と、ずっと様々な専門家の方からも意見は出ているわけですが、そういう説明を住民は聞く機会が全くありません。

これは、ここでの説明もそうですけれども、松江市が今後、再稼働に関して回答を出されるにあたっての手続きの一環であったと思うわけです。そうであれば、その手続きは公正に行われなければならないはずです。ですけれども、先ほど言ったように、「原子力発電に関しては、こういうデメリットがあるんです」とか、「こういう問題があるんです」とか、そういう問題点について住民が説明を受ける機会が全くありませ

ん。

本来、住民は両方の情報をお聞きして、本当に今進めて良いのかどうか、自分たち自身でもよく考えてみる貴重な機会であったはずなのです。その上で、住民ももちろん自分の住んでいるまちの未来に対して、答えを出す大人としての責任があります。その責任を市民自身も果たすためにも、自分の考えが出されなければならないはずです。その条件が整えられることはなかったと思います。

改めて、やはりこの説明会だけでは住民への説明、それから住民の意見を聞く機会としても不十分であったと思いますが、もう一度そういう観点から、意見を聞く機会、説明をする機会というのを設けていただくことはできませんか。私からの要望です。

○上定会長

ありがとうございます。事務局、お願いします。

○事務局 永田部長

防災安全部長の永田でございます。先ほど芦原委員のほうからご意見・要望、説明会についてということで、ご要望のご意見を頂戴したところでございますが、冒頭、市長の挨拶でもありました通り、中国電力2号機の設置変更許可に関する説明会ということで、住民説明会をこれまで4回させていただいて、ご意見をいただいたというように思っております。さらに、幅広く色々な手段でもってご意見を頂戴したということで、本日、その内容について説明をさせていただいてございます。

原子力発電そのものの存在についての説明会ではございませんでしたので、ご要望の趣旨と合致しないところはあるかと思いますが、住民説明会については十分幅広い形で行わせていただいて、様々な意見をいただいたというように思っておりまして、同様の説明会を今後開催する予定については、現段階のところでは考えておりません。

以上でございます。

○上定会長

山崎委員。

○山崎委員

今日の資料の 76 ページから、住民説明会に関することということで載せていただいておりますが、ここの説明はございませんでした。8 番から 24 番までのところは、やはりこの住民説明会についての意見が挙がっているわけですね。すべてご意見として承りますということになっておりますが、中身はやはり「再質問ができない一方的な説明会では、住民の理解は得られない」ということや、それから、芦原委員の言われたように、「懸念を持つ専門家の意見を聞く機会、疑問についてディスカッションする機会を提供してほしい」というものや、「市と県がどのような総合的な判断をするのか、自らの説明が必要ではないか」、「そういう説明がないのは無責任ではないか」というような意見がはっきりここに載っているのですけれども、「ご意見として承ります」でしたら、今どのように考えるのか。「ご意見として承ります」と書いてありながら、この先、説明会をしないということであれば、どういうことなのですか。ここの 76 ページ以降の説明を求めたいと思います。

○上定会長

ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○事務局 成瀬課長

山崎委員からのご質問で、今回、「ご意見として承ります」という区分にさせていただいた理由といたしましては、かなりたくさんのご意見・ご質問をいただいたと考えておりまして、あくまでも、こういう言い方をしてはあれですけれども、出された意見の最後のところに、「具体的にどのようにどうだろうか」というような形でお書きになった部分については、ご質問という形で回答をさせていただきまして、色々な書き方がございましたので、そういう部分ではないような、やはりその方のご意見ではないかと我々のほうが判断したものについては、一旦今回の整理としては、「ご意見として承ります」ということにいたしておりまして、今後、このご意見をどのように扱うかというのは、今日は最初の報告の機会でしたので、ほかの機会でご覧になったときに、このご意見をどのように判断されるかというところも今後また出てこようかと思っておりますので、一応今回の整理としてはご意見としたということでございます。

○上定会長

山崎委員

○山崎委員

それでは、議長である市長はどのようにお考えなのか、「ご意見として承ります」ということについて、どのようにされるのかをお聞きしたいと思います。

○上定会長

私は議長ですので、本来的には取りまとめをさせていただいて、また最後にもコメントをさせていただこうと思っていますが、一言だけ申し上げておきますと、今回、たくさんの方にご参加もいただいて、実際にこういった、ここに書いてあるようなご意見・ご質問をいただいたということを受け止めた上で判断していくということが必要だと思っています。

意見として承り、それを判断していくというプロセスがここにあると、まさに今日も皆様からご意見をいただいて、それをまた総合的に判断していくということが必要だと考えております。

山崎委員。

○山崎委員

ありがとうございます。ということは、まだ説明会を続ける可能性もあるというように考えて良いのでしょうか。たくさんの方に意見があるわけですよ。やはり一方的であったということと、再質問がなかったということについては、これだけの意見が挙がっていますので、まだこれで終わりではないということで、まだ余地があるというように捉えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上定会長

事務局、お願いします。

○事務局 永田部長

事務局からお答えいたします。「ご意見として承ります」ということは、決してその

意見をないがしろにしているわけではございませんので、説明会において、再稼働に対してご心配の意見があるということは十分受け止めてございます。それらを含めまして、先ほど申しました通り、これまでの手続きの中で幅広いご意見をいただいているということから、現段階で、今後、住民説明会の開催については考えていないというようにお答えをしたところでございます。

○上定会長

岩本委員。

○岩本委員

以前にも公民館単位で避難のこと等についても市から来て説明をされて、意見交換を相当数やった時期があったと思うのです。これだけ重要な時期に、どうして公民館単位の住民説明会、意見聴取をする場、こういうのが設けられないのかお伺いしたいと思います。

○上定会長

事務局、お願いします。

○事務局 成瀬課長

岩本委員の今のお話は、こういった説明会を公民館単位でというご意見だと思えますけれども、やはり今回こういった説明会を国の関係機関等をお呼びして開催するにあたりまして、島根県のほうと調整した結果、やはり機会として、すべて来ていただくことは実際に難しいというところと、過去のところにおいても、回数的にはこういうことが多かったということ、また、結果としても、今回、松江市会場で4回やらせていただきましたけれども、それが溢れる状態で、さらに公民館単位でやらないといけないという状況ではなかったというように認識をしております。

○上定会長

ほかに意見がある方がいらっしゃらなければ、芦原委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。

芦原委員、お願いします。

○芦原委員

住民説明会に参加された市民のみなさん、人数的には確かに会場を埋め尽くすほどではありませんでした。ただ、私も地域の中でみなさんにお話を伺っていると、やはり避難計画に関しての不安、疑問、とても多く口にされる方がいらっしゃいます。

その方々、わざわざバスに乗って行かなければならない会場にまでなかなか行くことはできない、あるいは、介護が必要な家族もいらっしゃって、その日にちが合わずに出掛けられなかったりとか、何からかの事情で会場には出向くことができなかった方たちが相当数いらっしゃるのです。

ただ、その場所に参加された市民の数が少ないから、ほかには疑問を持っていない住民はいないというようにお考えになるのは間違った解釈だと思います。そういう方たちが気軽に出席されるのは、やはり地域の公民館です。そこまでだったら出席される。こういう方たちがいらっしゃるのです。

確かにこの報告の文章を読みますと、質問された方たちというのは、かなり勉強なさってこの場にお出でになった方たちだなという印象を受けました。ただ、こういう勉強まではしていないけれども、専門的なことはよく分からないけれども、先ほど言った避難の問題に対して、自分自身の問題として疑問点、素朴な疑問を持っていらっしゃる方がいらっしゃるのです。その声を聞いてしっかりと答えていくためには、公民館単位での、避難の問題に限ってでも良いですよ。したほうが良いと思います。それが行政としての誠実な対応であると思うのです。いかがですか。

○上定会長

事務局、お願いします。

○事務局 永田部長

各地区での説明会につきましては、先ほど課長のほうから申し上げた通りでございますが、今回の説明会の内容をご覧いただく機会というのは、マール放送でリピート放送もさせていただきましたし、YouTubeでも配信をさせていただいております。

さらには、当日はネットにつなげて Zoom でご覧いただけるようなこともござ

います。公民館まで出掛けなくても、ご自宅で繰り返しご覧いただけますし、行ける環境として整えておりましたし、その後のご質問についても市のほうで受け付けてさせていただいていたという実態がございます。

ただ、避難計画につきましては、今、既に各地区ごとの避難計画のパンフレット、リーフレットというのを令和元年度につくり直しまして、また、全戸配布をさせていただいておりますし、これにつきましては、各地区の出前講座等で内容について今後とも詳細に説明をさせていただいて、見直すべき箇所があれば、ご意見を頂戴して反映させてまいりたいというように考えてございます。

以上でございます。

○上定会長

ほかにご意見・ご質問はいかがでしょうか。

岩本委員、お願いします。

○岩本委員

先ほどマールとか YouTube だとか、このようにおっしゃいましたけれども、どのくらい松江市民の中に普及しているから、大体市民の方は見ておられるだろうと、こういう想定でのお話ではなくて、マールは世帯数で見たら何割ぐらい入っているとか、YouTube で見られる人たちというのはどのぐらいいるのか、そういった数字を捕まえてのお話でしょうか。質問します。

○上定会長

ありがとうございます。

事務局、お願いします。即答しかねるということですか。それでは、事務局のほうで把握し次第、また回答いただくということをお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

堀江委員。

○堀江委員

松江市医師会のこの会議の担当をしております堀江といいます。

そもそも放射線は危なくて、事故が起こったら 30km 圏内は危ないということもあって、原発は大都市にはつくられておりません。それが田舎に矛先が向いて、島根県は残念ながらここにつくったわけですし、私たち医師会としては、安定ヨウ素剤の配布というようなことで協力させていただいております。

1 号機と 2 号機は様式が違って、もしも何かあったときには、それだけでは対応できない可能性もあるということで懸念しておりまして、今回の福島は、安全神話がこれによって覆されたわけですが、地震と津波によってあのような被害が出てしまいました。

しかし、今までの重大事故は結構ヒューマンエラーによって起こっておりますので、今後とも職員さんの健康チェックを含めてしっかり対応していただきながら、この地域の人たちが被害者にならないように、そして差別されることのないように、国や県や市、中国電力の皆様には、しっかりご検討いただきたいなというように思っております。

以上です。

○上定会長

ありがとうございます。

事務局からコメントありますか。よろしいですか。

ほかにご意見・ご質問はいかがでしょうか。

舟木委員、お願いします。

○舟木委員

舟木健治でございます。避難計画についての報告の資料の部分がございます。特に強調されているのが、行政の対応能力と住民の理解が 2 本柱だということになっております。私も様々な住民説明会に参加もしましたし、議会の中での説明もお聞きして、色々な質問に対しての、避難の計画についての説明はここに色々記載があると思うのですが、実際のところで、昨日、原発問題で取り組まれている市民団体の各種団体へのアンケート結果の中間発表がありました。

それによりまして、障がい者施設、病院、保育所等々の関係者の中で、「事故が発生した際の対応が不可能」というように回答されたのが 40.5%、「広域避難計画への

対応が不可能」というように認識しておられるところが 58.2%というようになっております。

今日のこの安対協の会議が、今までの説明会を終えて、報告が終わって、次へのステップの位置付けに本当にそのままなってはいけないなど。これだけ避難に対しての計画は立てられているのですけれども、現場レベルで実行可能と思えておられないというところがこれだけまだあるということで、こういうことの避難に対して、どういう課題や困難を抱えておられるのかということをしつかり聞き取りをして、把握をしていくというプロセスをなしに次のステップには進めないのではないのかなと思います。

そういうことも併せて、先ほどから出ている公民館単位の説明会と併せて、こういう避難弱者を抱えておられるような施設への丁寧な課題の把握、聞き取りというのが欠かせないと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○上定会長

ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○事務局 成瀬課長

まず、医療機関ですとか施設につきましては、島根県が当初計画をつくる際に個別に施設を回られて、色々な課題をお聞きした上で計画をつくりました。その後、島根県のほうが、そういったところの避難マニュアル等の作成に際して、色々とお話を伺ったりしたというように伺っておりますので、ただ、計画ができたのが平成 24 年だったので、その後、説明をされていても、かなり時間が経ったと思いますので、また改めて島根県のほうと連携をして、そういった施設にご説明に回る機会が必要だと思っております。

○上定会長

事務局、お願いします。

○事務局 佐目次長

失礼いたします。政策部次長の佐目でございます。先ほど岩本委員さんのほうからご質問がございました市のマール加入の状況でございます。お答えさせていただきます。

世帯数で申し上げますと 4 万 8,881 世帯。加入率で申し上げますと 53.6%でございます。失礼しました。

○上定会長

もう 1 つ、岩本委員から質問のあった YouTube についての何かというのは、特に数字はないですか。

事務局、お願いします。

○事務局 佐目次長

失礼しました。公式 YouTube チャンネルの登録者数につきましては、847 名となっております。

○上定会長

それでは、そのほかにご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

安部委員、お願いします。

○安部委員

失礼します。先ほどから公民館単位できめ細かく説明というのがありました。私は自治連の代表で出ておりますけれども、まちづくりに係る連絡調整会議というのが毎月 1 回、29 公民館区であります。その中でも話が出ておりましたが、どちらも「要望があれば説明会をさせていただきます」ということでございました。要望がある地区もあったと思います。何地区か要望して説明会をしていただくという地区もあったと思います。

ただ、私は八束町ですので、「いつでも伺います」ということでしたけれども、こういった町自体の自治会連合会、自治会を開いても要望は全く住民の、私は 9 年目ですけれども、それをやってくれという要望が各地区から出ておりませんので、まだ開いていないというのが状況です。

ここにも自治会の代表の方がたくさん来ておられますけれども、単に八束町は「八束町内で要望をされますか」と言ったら、「地区内で説明会をしてくれ」という要望はなかったということでございます。

要望は、公民館単位での説明会は、いくらでも要望があればするというお話でした。

○上定会長

ありがとうございます。

事務局から何かコメントはありますか。お願いします。

○事務局 成瀬課長

安部委員のご質問、もし間違っていたら申し訳ありません。市のほうは、毎年公民館長会ですとか、自治連の会長会のほうへ春先にお邪魔して、避難先自治体視察ですとか、出前講座のご案内をさせていただいておりますが、特に公民館単位でないといけないとか、そういうお話をしておりませんで、ただ、今回、今の住民説明会の時期に中国電力のほうが独自の説明会を色々企画されたと聞いております。

その中で、公民館長会等でも出向くようなお話をされたということを伺っておりますので、その件ではないということでしょうか。

○上定会長

安部委員、いかがでしょうか。

○安部委員

とにかく、まちづくりに係る連絡調整会議で説明会はするというお話でした。

○上定会長

事務局、お願いします。

○事務局 成瀬課長

中国電力のほうが出向いて、その会に参加することもできると思いますので、もしかすると、その場面はそこだったかもしれませんが、市といたしましては、先

ほど言いましたように、出前講座という形で、今できるだけ説明会をやらせていただきたいと思っていて、それは公民館区であろうが、1つの町内会であろうが、あるいは色々な団体であろうが、ご希望があればお邪魔するということで、いつでも伺っておりますので、もしご希望があれば、市の原子力安全対策課のほうへお伝え願えればと思います。

○上定会長

それでは、ほかにご意見・ご質問はいかがでしょうか。

………質問・意見なし………

ないようでしたら、今日は15時までを一応目途にしておりますので、次の議題の2というので、その他というのがありますけれども、事務局、何かありますか。

○事務局 成瀬課長

特にございません。

○上定会長

分かりました。

この質問用紙については、私から説明しても良いのですか。添付させていただいております質問用紙というのがあります。こちらのほうに、今日、今は特にご質問・ご意見が出尽くしたということかもしれませんが、何かありましたらこれに書いていただきまして、後日、事務局のほうから回答いたしますので、こちらもご活用いただければと思います。

それでは、以上で議事については終わらせていただきます。

最後に私から一言申し述べさせていただきます。皆様、本当にお忙しいところ、協議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

今までのご意見をいただいたこともそうですし、今日のご意見、先ほど山崎委員にもご指摘いただきましたが、ご意見をいただいたこと踏まえて参考にさせていただいて、今後の判断をしていきたいというように考えております。

また、今後も市民の安全・安心の確保というのを第一に考えまして、一層努めてまいりますので、皆様からは何卒引き続きご支援・ご協力のほど、よろしくお願いいた

します。

本日は、大変お忙しいところ、本当にありがとうございました。

○事務局 成瀬課長

最後に事務連絡でございますが、アンケートにつきましては、出口で回収させていただきます。先ほど市長が申しました質問用紙につきましては、概ね 1 週間後の 12 月 22 日までのところで事務局へご提出いただきますよう、お願いいたします。

なお、島根県が作成した環境放射線等調査結果などの冊子について、出口のところに置いておりますので、必要な方はご自由にお持ち帰りください。

また、お帰りの際は出入り口の混雑が予想されますので、周りの方と一定の距離を保ってご移動いただきますよう、お願いいたします。

以上をもちまして、令和 3 年度第 3 回松江市原子力発電所環境安全対策協議会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。